

児童手当の支払に関する規則の一部を改正する規則

児童手当の支払に関する規則(昭和61年御杖村規則第7号)の一部を次のように改正する。

第2条本文中「2月」の次に「4月」を、「6月」の次に「8月」を、「10月」の次に「12月」を加える。

附 則

この規則は、令和6年10月1日から施行する。